

小金井市教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

この基本方針は、小金井市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）が管理する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針並びに情報資産の安全管理対策を実施するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることを目的とする。

2 定義

この基本方針で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信回線網及びその構成機器をいう。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及びそれらの記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ア ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体

イ ネットワーク及びシステムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(4) 情報セキュリティ

守るべき情報資産を改ざん、喪失等の脅威から、機密性、完全性及び可用性の観点により保護することをいう。

(5) 教育情報セキュリティポリシー

この基本方針及び別に定める教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

アクセスを許可された者だけが、情報資産にアクセスできることをいう。

(7) 完全性

情報及び処理方法が正確であること及び完全であることを保護することをいう。

(8) 可用性

許可された者が必要なときに情報にアクセスできることをいう。

3 管理体制

情報セキュリティ対策を推進及び管理するための組織体制を整備するものとする。

4 情報資産の分類及び管理

情報資産については、機密性、完全性及び可用性を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じて、適切な管理を行うものとする。

5 情報セキュリティ対策

情報資産を、不正アクセス、改ざん、入力誤り、操作誤り、災害その他の脅威から守るため、次に掲げる対策を行うものとする。

(1) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限及び責任並びに遵守すべき事項を定め、教職員等及び受託者に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育及び啓発を行うために必要な対策を講ずる。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所への不正な立入り並びに情報資産への損害及び情報資産の利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策を講じる。

(4) 運用等における対策

情報システムの監視及び情報セキュリティ対策の遵守状況の確認その他の運用面の対策を講ずる。

(5) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行うための危機管理対策を講ずる。

6 情報セキュリティ対策基準の策定

この基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項、判断等の統一的な基準として、教育情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

7 教育情報セキュリティ実施手順の策定

この基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するため、教育情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

8 教職員の義務

教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、情報セキュリティに関する法令等を遵守しなければならない。

9 委託等に伴う措置

委託等により、業務において学校が保有する情報資産を教職員以外の者に利用させる場合は、教育情報セキュリティポリシーと同等以上の水準での情報セキュリティを確保できるよう、契約等において必要な措置を講じるものとする。

また、委託等により、業務において学校が保有する情報資産を利用する教職員以外の者は、当該業務の範囲において教育情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

10 情報セキュリティ監査の実施

情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に又は臨時に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

1 1 評価及び見直し

教育委員会は、情報セキュリティ監査の結果等に基づき、この基本方針、対策基準及び実施手順に定める事項及び情報セキュリティ対策についての評価を定期的に実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に対応して、この基本方針、対策基準及び実施手順の見直しを実施するものとする。